

生活保護と扶養義務

先日、お笑いタレントの河本準一さんが、高額所得があるにもかかわらず母親が生活保護を受けていたという報道があって以来、生活保護を巡る議論が活発になっています。

この件について、当事者の河本さんは記者会見を開き、認識の甘さを謝罪すると共に保護費の一部返納を表明しましたが、生活保護制度見直しに向けた議論は納まる気配はありません。

一連の経過は、報道などによると、河本さんが病気で働けなくなった14、15年前から、母親が生活保護を受けるようになったといえます。仕事がなかった当時の河本さんには、母親を扶養する力がなかったらうことは容易に想像できます。しかし、その後テレビ番組に出演するなど知名度も上がり収入も増え、福祉事務所側からも母親の援助ができないか打診があったようですが、結局、今年の4月に母親が申し出るまで、生活保護費が支給されていました。

この件については、4月発売の女性向けの雑誌にスクープされるや、他の雑誌やネット上でもこの問題が取り上げられ、河本さんへの批判がヒートアップしていきます。更には、国会でもこの問題が取り上げられるなど波紋が広がり、ついに河本さんの謝罪会見となったものです。

河本さんへの批判の論点はシンプルで、「年収5千万円のタレントの母親が生活保護を受けていて良いのか」ということに尽きます。

一連の騒動については、河本さんが人気タレントだったため、生活保護見直しのスクープゴートにされたのではないかという意見もあるようですが、今回の件が、生活保護のあり方そのものに一石を投じたことは間違いありません。生活保護制度は、生活困窮者にとって、憲法で保障された最低生活を維持するための最後の手段です。最後の手段である以上、生活保護受給者自身、少しでも早く生活の自立に向けた努力が求められるはずで、それでもなお支援を必要とする人に、しっかりと支援の手を差し延べてこそ、生活保護制度の趣旨は活かされるといえましょう。

現実には、生活保護費の不正受給が問題となる一方、生活保護を受けて当然の思われる生活困窮者が、何ら必要な支援を受けられず餓死するという事件が起

きており、行政の対応が批判されてもいます。こうした中、明らかに母親を扶養するだけの十分な所得がありそうなのに、「もらえるものなら、もらっておけば良い」という河本さんの姿勢は生活保護制度の根幹を揺るがしかねませんし、そこに批判が集中したことは、気の毒ではありますが、止むを得ないと思います。

扶養義務に関しては、民法上「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない（730条）」と規定されていますので、保護の申請があると、福祉事務所では親子や兄弟姉妹等に年収や生活援助の可能性について照会することになります。ただ、回答は自己申告で、それが正確なものか否かを把握することは困難というのが実態です。

また、扶養義務といっても、民法が出来た時代と今とでは家族関係が大きく変わってきていますし、経済環境も厳しいものがありますから、たとえ親子や兄弟姉妹だからといって画一的に扶養義務を果たすよう求めることは、困難だと思われまます。

今や生活保護受給者は、205万人を超え過去最高となり、生活保護費も3兆7千億円に達しています。こうした中、不正受給は後を絶たず、2010年度は130億円といわれており、生活保護制度の運用の厳格化は避けられない問題となっています。

厚生労働省の社会保障審議会では支給水準の妥当性について検証を進めていますし、小宮山大臣は、親族が扶養義務を果たせない場合、説明責任を義務付ける法改正を検討するとしていますが、いずれにせよ、生活保護が「最後の安全網」という本来の趣旨が十分機能するよう、少なくとも、本当に支援を必要とする人に光が当たるような仕組みとなるように、慎重な議論を望みたいと思います。（塾頭 吉田 洋一）